○岡山県地方警察職員の名称を定める訓令

(昭和30年6月30日警察訓令第8号)

改正 昭和 36 年 4 月 1 日警察訓令第 8 号 昭和 38 年 5 月 1 日警察訓令第 8 号 昭和 45 年 7 月 30 日警察訓令第 17 号 昭和 49 年 3 月 22 日警察訓令第 6 号 昭和 52 年 3 月 25 日警察訓令第 7 号 昭和 56 年 3 月 24 日警察訓令第 6 号 平成 11 年 3 月 26 日警察訓令第 10 号 平成 19 年 3 月 9 日警察訓令第 11 号 平成 25 年 3 月 14 日警察訓令第 7 号 平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号 令和 4 年 3 月 16 日警察訓令第 13 号

岡山県地方警察職員の名称を次のとおり定める。

1 警察官

警視は、岡山県警視とする。

警部は、岡山県警部とする。

警部補は、岡山県警部補とする。

巡査部長は、岡山県巡査部長とする。

巡査は、岡山県巡査とする。

2 警察官以外の職員は、岡山県警察行政職員、岡山県警察技術職員、岡山県警察少年育成官又は岡山県警察交通巡視員とする。

附則

- 1 この訓令は、昭和30年7月1日から施行する。
- 2 岡山県地方警察職員の呼称に関する訓令(昭和29年岡山県警察訓令第2号)は、廃止する。
- 3 この訓令施行の際現に警視以下の階級にある警察官又は警察官以外の職員は、別に辞令を発せられない限り、昭和30年7月1日付をもつて、それぞれこの訓令による階級 又は職名に、同一の職務の級及び号給で任命されたものとする。

附 則(昭和36年4月1日警察訓令第8号)

この訓令は、昭和36年4月10日より施行する。

附 則(昭和38年5月1日警察訓令第8号)

- 1 この訓令は、昭和38年5月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に、小使の職にある者はこの訓令施行の日において用務員に、従 前の等級号で任命されたものとする。

附 則(昭和 45 年 7 月 30 日警察訓令第 17 号)

この訓令は、昭和45年8月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月22日警察訓令第6号)

- 1 この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年3月31日に岡山県警察技手の職にある者は、同年4月1日に別に辞令を発せられないときは、同日にそれぞれ岡山県警察電話交換技術員、岡山県警察運転技術員、岡山県警察さん孔技術員、岡山県警察タイピスト、岡山県警察模写電送技術員、岡山県警察印刷製本技術員、岡山県警察守衛、岡山県警察調理技術員及び岡山県警察用務員に命ぜられたものとする。

附 則(昭和52年3月25日警察訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月24日警察訓令第6号)

- 1 この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。 [以下略]
- 2 この訓令施行の際、現に岡山県警察電話交換技術員、岡山県警察運転技術員、岡山県警察さん孔技術員、岡山県警察タイピスト、岡山県警察模写電送技術員、岡山県警察 印刷製本技術員、岡山県警察守衛、岡山県警察調理技術員及び岡山県警察用務員の職 にある者は、同日にそれぞれ岡山県警察技術員(電話交換)、岡山県警察技術員(運転)、岡山県警察技術員(オペレーター)、岡山県警察技術員(タイピスト)、岡山県警察技術員(模写電送)、岡山県警察技術員(印刷製本)、岡山県警察技術員(守衛)、岡山県警察技術員(調理)及び岡山県警察技術員(庁務)に任命されたものとする。

附 則(平成11年3月26日警察訓令第10号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月9日警察訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成25年3月14日警察訓令第7号)

この訓令中、第3条及び第6条から第9条までの規定は平成25年3月21日から、第1条、第2条、第4条、第5条、第10条及び第11条の規定は平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月16日警察訓令第13号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。